

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	防衛費増額を支える財政運営の国際比較—米国、英国、ドイツ、EUの計画と財政ルール—（現地調査報告）
他言語論題 Title in other language	An International Comparison of Fiscal Management for Increased Defense Expenditures: Case Studies of the USA, UK, Germany, and EU
著者 / 所属 Author(s)	梅澤 孝助 (UMEZAWA Kosuke) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 財政金融課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	902
刊行日 Issue Date	2026-2-20
ページ Pages	41-51
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	国防費増額は世界的な潮流となっている。米国、英国及びドイツの国防費に関わる計画と財源をめぐる状況、EUにおける財政的な対応について、現地調査の結果を踏まえて紹介する。

- * この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

防衛費増額を支える財政運営の国際比較

—米国、英国、ドイツ、EUの計画と財政ルール—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
財政金融課 梅澤 孝助

目 次

はじめに	2 国防費の財源をめぐる状況
I 米国	IV EU
1 国防費の規模に関わる計画	1 加盟国の合意
2 国防費の財源をめぐる状況	2 欧州再軍備計画
II 英国	3 加盟国における動向
1 国防費の規模に関わる計画	V 日本との比較
2 国防費の財源をめぐる状況	1 防衛力整備計画
III ドイツ	2 防衛費増額を支える財政運営
1 国防費の規模に関わる計画	おわりに

キーワード：国防費、防衛力整備計画、防衛力強化資金、特定財源、基金、歳出改革、財政規律、財政ルール、財政健全化目標

要 旨

・本稿では、米国、英国及びドイツの国防費に関わる計画と財源をめぐる状況、EUの欧州再軍備計画で示された国防投資促進のための財政的な施策について、現地調査の結果を踏まえて紹介する。

・国防費増額が世界的な潮流となっているところ、国防費の規模に関わる中長期的な計画の内容や更新頻度は国によって様々であり、財政的な対応の在り方も様々である。

・英国では、財政健全化目標の達成可否が独立財政機関によって監視されており、国防費を増額しつつ目標を達成する方策が議論されている一方、日本では、防衛費増額分の財源確保の方策が議論の中心になっている。

・ドイツやEUでは、国防費増額のために財政ルールの例外が設けられた。ただし、金融市場の反応のリスクを考慮する必要もあり、高債務国が財政ルールの例外を利用して国防費を増額することは難しいとの見方もある。

はじめに

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻以降、国防費⁽¹⁾の増額は世界的な潮流となった。ストックホルム国際平和研究所（Stockholm International Peace Research Institute: SIPRI）によれば、2024年の世界の国防費は前年比9.4%増と東西冷戦終結以降で最大の伸び率を記録し、2兆7180億ドル⁽²⁾に達している。地政学的な緊張が高まったため、ウクライナ侵攻の影響を受けた欧州やガザ紛争の影響を受けた中東を中心に世界のあらゆる地域で国防費が増額されている⁽³⁾。2025年6月には、北大西洋条約機構（NATO）首脳は、オランダのハーグで開催された会合において、2035年までに中核的な国防費を対GDP比で3.5%以上に引き上げることに合意した⁽⁴⁾。

日本では、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度を計画期間とする防衛力整備計画等において、総額43兆円、2029年度時点における防衛費対GDP比2%⁽⁵⁾という大枠が示されている。当該計画の策定過程では、防衛力強化の内容と総額のほかに、防衛力強化に係る財源も議論の対象となり、歳出改革、決算剰余金、防衛力強化資金、税制措置による財源確保の方策が定められた⁽⁶⁾。現在は、防衛力整備計画の改定や財政健全化目標の見直しに向けた動きも報じられている⁽⁷⁾。

筆者は、2025年9月22日から同年10月12日にかけて、米国、英国及びドイツを訪問し、各国の国防費をめぐる状況について現地調査を行った。加えて、同日程の中で、ベルギーに所在する欧州委員会等も訪問した⁽⁸⁾。本稿では、まず、各国の国防費に関わる計画と財源をめぐ

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年1月6日である。

(1) 日本の防衛費に対して、諸外国の同様の概念を指す場合は、「国防費」との語を充てることが多いが、「軍事費」などと呼ばれることもある。本稿では、こうした事情を踏まえ、専ら日本に関するものは、防衛費と呼称し、諸外国に関するものは、一般的な訳語があるものを除き、国防費と呼称する（小槇祐輝「防衛費増額をめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1204, 2022.9.6, p.1. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12317517>>）。

(2) 1米ドルは、約155円（令和8年1月分報告省令レート）。

(3) Ziao Liang et al., “Trends in World Military Expenditure, 2024,” 2025.4, p.1. Stockholm International Peace Research Institute website <https://www.sipri.org/sites/default/files/2025-04/2504_fs_milex_2024.pdf>

(4) North Atlantic Treaty Organization, “The Hague Summit Declaration,” 2025.6.25. <<https://www.nato.int/en/about-us/official-texts-and-resources/official-texts/2025/06/25/the-hague-summit-declaration>> 中核的な国防費とは、以前から用いられてきたNATO基準の国防費のことをいい、軍隊、装備への支出のほかに、退役軍人への年金、研究開発費などを含むものである。それ以外に、重要インフラやネットワークの保護等に最大で1.5%を支出することにより、合計で対GDP比5%の国防投資を実現するとしている。

(5) 2025（令和7）年11月21日に閣議決定された経済対策では、補正予算の編成により、対GDP比2%水準を2025年度中に前倒して達成する方針が示された（「強い経済」を実現する総合経済対策—日本と日本人の底力で不安を希望に変える—（令和7年11月21日閣議決定）p.53. 内閣府ウェブサイト <https://www5.cao.go.jp/keizai/keizaitaisaku/1121_taisaku.pdf>）。

(6) 瀬古雄祐ほか「防衛費増額の財源をめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1226, 2023.3.20, p.8. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12716355>>

(7) 「安保3文書、改定に着手 自民、防衛費「2%超」議論」『日本経済新聞』2025.11.20, 夕刊; 「首相、積極財政へ「制約」外す 基礎収支目標 初年度は投資先行」『日本経済新聞』2025.11.16.

(8) 訪問先は、英国下院図書館、英国財務省、Institute for Fiscal Studies（英国シンクタンク）、ドイツ連邦議会、ドイツ連邦議会調査局、欧州議会調査局（EPRS）、欧州委員会、Tax Foundation（米国シンクタンク）、米国議会予算局（CBO）、米国合同租税委員会、米国議会図書館議会調査局（CRS）である（訪問順）。また、ドイツ連邦財務省からは、送付した質問に対して書面回答を頂いた。関係する全ての皆様にこの場を借りて御礼申し上げる。

る状況について、課題や最近の動向にも触れつつその概要を紹介する。米国、英国及びドイツはいずれも NATO 加盟国であり、上述の 3.5% 以上という目標を共有している。次に、EU の欧州再軍備計画において示された加盟国の国防投資促進に係る財政的な施策を紹介し、日本との比較を行う。

I 米国

1 国防費の規模に関わる計画

(1) 国家安全保障戦略・国家防衛戦略

2025 年 12 月に公表された国家安全保障戦略 (National Security Strategy: NSS)⁽⁹⁾ は、安全保障政策の基本方針や優先事項等を示している。さらに、国家安全保障戦略で示された内容の詳細な実施方法は、今後公表される国家防衛戦略 (National Defense Strategy: NDS) において明らかになると見られている⁽¹⁰⁾。

(2) 将来防衛計画

国防費の規模を具体的に示す長期計画として、毎年、大統領予算教書と同時に議会に提出される将来防衛計画 (Future Years Defense Program: FYDP) がある⁽¹¹⁾。同計画は、今後 5 年間の予算計画 (例えば、2025 年度計画では、2025 ~ 2029 年度の予算計画) を示すものである。同計画は、後年度の予算を拘束するものではなく、計画変更、調達額の変動、賃金の変動などを踏まえて毎年更新されている⁽¹²⁾。

2 国防費の財源をめぐる状況

(1) 財政ルールとの関係

国防費に関する特別な財政ルールは現在存在していない⁽¹³⁾。一般的な財政ルールとしては、債務上限と義務的ペイ・アズ・ユー・ゴー法 (Statutory Pay-As-You-Go Act of 2010, 2 U.S.C. Chapter 20A) 等があるが、後述するとおり、国防予算編成への影響は限定的である。

(9) The White House, “National Security Strategy of the United States of America,” 2025.11. <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/12/2025-National-Security-Strategy.pdf>>

(10) Hannah D. Dennis and Ronald O’Rourke, “National Security Strategy: Potential Implications for DOD of Prioritizing the Western Hemisphere and China,” *Congressional Research Service IN FOCUS*, IF13137, 2025.12.18, p.1. <https://www.congress.gov/crs_external_products/IF/PDF/IF13137/IF13137.2.pdf>

(11) 将来防衛計画は機密情報扱いとされており、一般に公開されていない。同計画の概要は、次の資料で紹介されている。Brendan W. McGarry and Alexandra G. Neenan, “Defense Primer: Future Years Defense Program (FYDP),” *Congressional Research Service IN FOCUS*, IF10831, 2024.11.22. <https://www.congress.gov/crs_external_products/IF/PDF/IF10831/IF10831.16.pdf>

(12) Congressional Budget Office, “Long-Term Implications of the 2025 Future Years Defense Program,” 2024.11.20, p.2. <<https://www.cbo.gov/system/files/2024-11/60665-FYDP25.pdf>> 歴史的には、賃金や装備品調達額の上振れが生じる場合が多いという。

(13) 米国議会予算局 (CBO) でのヒアリングに基づく。近年では、2023 年財政責任法 (Fiscal Responsibility Act of 2023, P.L.118-5) において、2024 年度予算及び 2025 年度予算に限って、国防予算と非国防予算の裁量的経費に上限額が設定されたことがあった。

まず、債務上限とは、連邦政府が負うことができる債務の上限額（債務上限）を法律によって設定するものであり、これまで、債務上限が近づくと、債務上限の上げが党派間の政治的交渉の題材となってきた。ただし、債務上限の金額は、社会保障給付や利払費の支払、その他の既存債務の支払を実施するための政府借入を制約するものであり、政府の新たな支出の水準に直接関係するものではない⁽¹⁴⁾。国防予算編成の際に債務上限の金額を考慮することは考えにくいとされる⁽¹⁵⁾。

義務的ペイ・アズ・ユー・ゴー法は、歳入減や義務的経費の増加を伴う新規立法に対して、他の分野での歳入増や歳出削減による相殺を求めるものである⁽¹⁶⁾。ただし、国防費はそのほとんどが裁量的経費で構成されており、影響を受けることはない。

(2) 特定財源

国防費に充てる特定の財源は設定されていない⁽¹⁷⁾。2026年度の大統領予算案⁽¹⁸⁾では、財政健全化とバランスを目指すことを示し、国防費以外の裁量的支出を2.6%削減し、同時に、国防費支出を13.4%増額することが提案されている。

II 英国

1 国防費の規模に関わる計画

(1) 戦略防衛見直し・防衛投資計画

2025年6月に策定された戦略防衛見直し（Strategic Defence Review）は、10年以上にわたる国防改革の見通しを示すものであり、NATO基準における国防費の対GDP比率について、2027年4月に2.5%、2030年代に3%を目指すことが盛り込まれた⁽¹⁹⁾。さらに、今後公表される予定の防衛投資計画（Defence Investment Plan）において、戦略防衛見直しで示されたビジョンを実現するための、防衛能力、インフラ等に関する10年間の計画が示される⁽²⁰⁾。

図1 米国議会予算局



(出典) 筆者撮影。

(14) Sage Belz et al., “What is the federal debt ceiling?” 2025.7.7. Brookings Institution website <<https://www.brookings.edu/articles/the-hutchins-center-explains-the-debt-limit/>> ただし、議会では過去に、債務上限引上げをめぐる交渉を通じて歳出削減を実現させようとする動きも見られたところである。

(15) 米国議会予算局（CBO）でのヒアリングに基づく。

(16) 義務的経費とは、年金、医療等の個々の恒久法により毎年の歳出権限が付与されている経費である。米国におけるペイ・アズ・ユー・ゴー手続等の全体については、次の資料を参照。塩田智明「予算を伴う議員立法・議員修正に対する統制」『レファレンス』876号、2023.12、pp.20-22。<<https://dl.ndl.go.jp/pid/13122989>>

(17) 米国議会予算局（CBO）でのヒアリングに基づく。

(18) Office of Management and Budget, “The President’s FY 2026 Discretionary Budget Request,” 2025.5.2. govinfo website <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/BUDGET-2026-BUD/pdf/BUDGET-2026-BUD.pdf>>

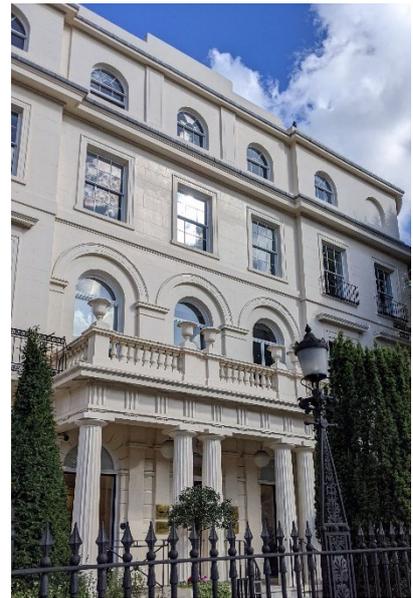
(19) Ministry of Defence, “Strategic Defence Review 2025: Making Britain Safer: secure at home, strong abroad,” 2025.6.2, pp.12-13. GOV.UK website <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/683d89f181deb72cce2680a5/The_Strategic_Defence_Review_2025_-_Making_Britain_Safer_-_secure_at_home_strong_abroad.pdf> 現在は、GDP比3%目標については、次期議会において前倒しで達成することが目指されている。

(20) *ibid.*, p.7. 当初は2025年秋の公表を予定していたが、本稿執筆時点で未公表である。

(2) 歳出見直し

2年おきに実施されることになっている歳出見直し (Spending Review)⁽²¹⁾では、国防省を含む各省庁の省庁別歳出限度額について、経常的支出は3年間、投資支出は4年間の具体的な金額の見通しが示される。歳出見直しにおいては、GDPデフレーター⁽²²⁾の見通しを考慮して将来の予算額が算定されるが、過去の歳出見直しで定めた水準を超過するような事態が生じた場合は、当該年度の予算編成過程において省庁と財務省の間で予算上の対応に関する折衝が行われるとされる⁽²³⁾。

図2 Institute for Fiscal Studies



(出典) 筆者撮影。

2 国防費の財源をめぐる状況

(1) 財政ルールとの関係

国防費に関する特別の財政ルールは現在存在していない⁽²⁴⁾。国防費は、他の経費と同様に、予算責任憲章 (Charter for Budget Responsibility)⁽²⁵⁾の制約を受ける。この憲章は、① 2029年度までの経常的収支黒字化⁽²⁶⁾、② 2029年度までの公的部門の純金融負債残高 (Public Sector Net Financial Liabilities: PSNFL)⁽²⁷⁾の対GDP比率の引下げ等を求めるものである。政府から独立した独立財政機関である予算管理局 (Office for Budget Responsibility: OBR) が、これら目標の達成見通しを監視し、目標達成に対する財政的な余裕額等の試算を公開している⁽²⁸⁾。

(2) 特定財源

国防費に充てる特定の財源は存在しない⁽²⁹⁾が、前述の財政目標達成に対する財政的な余裕額を確保するため、他経費の歳出改革や税制措置が求められている。2025年には、政府開発援助 (ODA) の支出を国民総所得 (GNI) の0.5%から2027年には0.3%に削減することで、国防費増額の一部を捻出するという発表が政府からなされた⁽³⁰⁾。ODA削減のほかの歳出改革

(21) Chief Secretary to the Treasury by Command of His Majesty, "Spending Review 2025," 2025.6. GOV.UK website <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/686270a608bf2f53761219fc/E03349913_HMT_Spending_Review_June_2025_TEXT_PRINT_CS.pdf>

(22) 名目GDPを実質GDPで割ったものであり、物価の変化を表す指標の一つである。

(23) 英国下院図書館及びInstitute for Fiscal Studiesでのヒアリングに基づく。

(24) 同上

(25) HM Treasury, "Charter for Budget Responsibility: Autumn 2024," 2025.1.22. GOV.UK website <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/678fbb377bb65baf62c2ada8/Charter_for_Budget_Responsibility_Autumn_2024_Accessible.pdf>

(26) 公共サービス運営、補助金、行政にかかる日常的な支出を税収等で賄えているかを示す指標である。投資支出は含まれない (Matthew Keep, "The UK's fiscal targets," *Research Briefing*, CBP9329, 2025.12.12, p.5. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-9329/CBP-9329.pdf>>。

(27) 従来の公的部門純負債 (PSND) より広範な指標であり、国民経済計算上の全ての金融資産と負債をカバーしている (Office for Budget Responsibility, "Economic and fiscal outlook," 2018.10, pp.197, 200. <https://obr.uk/docs/dlm_uploads/EFO_October-2018.pdf>。

(28) 樋口修「イギリス及びスウェーデンの独立財政機関」『レファレンス』891号, 2025.3, pp.14-20. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/14118368>>

(29) 英国財務省でのヒアリングに基づく。

(30) Prime Minister's Office, "Prime Minister sets out biggest sustained increase in defence spending since the Cold War, protecting British people in new era for national security," 2025.2.25. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/prime-minister-sets-out-biggest-sustained-increase-in-defence-spending-since-the-cold-war-protecting-british-people>>

の内容は明らかにされていないため、ほかにどのような施策を削減対象とするのかを明らかにすべきであるとの批判の声も上がっている⁽³¹⁾。

Ⅲ ドイツ

1 国防費の規模に関わる計画

(1) 国家安全保障戦略

2023年6月に初めて策定された国家安全保障戦略（Nationale Sicherheitsstrategie）⁽³²⁾は、安全保障及び国防政策を実施するための新たな包括的な基盤となる戦略を示している。国防費の具体的な金額を直接規定するものではないが、策定当時のNATOの目標である国防費の対GDP比2%という水準を目指すことを明確に示している。国防費の対GDP比2%水準は既に達成され、2025年6月にNATOで合意されたGDP比3.5%という水準を、2029年末までに達成することが現在の目標とされている⁽³³⁾。

(2) 財政計画・中期財政構造計画

予算案とともに毎年議会提出される財政計画（Finanzplan）は、当年度予算、翌年度予算案、その後3年間の将来推計を合わせた計5年間の見通しを示すものである。2025年の財政計画では、NATO基準の国防費の対GDP比率を2026年に2.8%、2029年に3.56%まで引き上げる見通しになっている⁽³⁴⁾。財政計画は、物価や賃金の変動等による影響も考慮しつつ毎年更新される。加えて、EUの財政ルールを守るための中期財政構造計画（Deutscher mittelfristiger finanzpolitisch-struktureller Plan）⁽³⁵⁾が策定されており、2025～2029年度における純支出⁽³⁶⁾の推移等が示されている。

2 国防費の財源をめぐる状況

(1) 財政ルールの改正

ドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当。以下「基本法」）に定められた債務ブレーキの原則により、連邦の起債額は対GDP比0.35%以内に制限されている。2025年3月の基本法改正に

in-new-era-for-national-security>

(31) Ben Paxton, “Cutting international aid to pay for defence is Starmer’s first spending review trade-off,” 2025.2.26. Institute for Government website <<https://www.instituteforgovernment.org.uk/comment/cutting-aid-defence-starmer>>

(32) Die Bundesregierung, “Nationale Sicherheitsstrategie,” 2023.6. Bundesministerium der Verteidigung website <<https://www.bmvg.de/resource/blob/5636374/38287252c5442b786ac5d0036ebb237b/nationale-sicherheitsstrategie-data.pdf>>

(33) “Bundesregierung stellt finanzielle Weichen für die nächsten Jahre: Bundeshaushalt 2025, Eckwerte bis 2029 und Umsetzung des 500-Milliarden-Euro-Investitionspakets beschlossen,” 2025.6.24. Bundesministerium der Finanzen website <<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Pressemitteilungen/Finanzpolitik/2025/06/2025-06-24-2-entwurf-bhh-2025-eckwerte-bis-2029.html>> なお、前述のとおり、NATO合意は「2035年まで」の達成を目標としている。

(34) “Finanzplan des Bundes 2025 bis 2029,” 2025.9.1. Deutscher Bundestag website <<https://dserver.bundestag.de/btd/21/006/2100601.pdf>>

(35) Bundesministerium der Finanzen und Bundesministerium für Wirtschaft und Energie, “Deutscher mittelfristiger finanzpolitisch-struktureller Plan,” 2025.10. <https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Broschueren_Bestellservice/mittelfristiger-finanzpolitisch-struktureller-plan.pdf?__blob=publicationFile&v=14>

(36) 純支出（基礎的歳出とも訳される。）とは、歳出総額から、利払費、EU基金関連支出、当該年の投資額と過去の平均との差分、失業関連給付（景気循環分）を控除し、更に裁量的歳入措置を控除した額である。このようにして算出された基礎的歳出の伸びが名目潜在GDP成長率を超えないことが求められる（茂野正史「EUにおける財政ガバナンスの改定」『経済財政分析ディスカッション・ペーパー』DP/24-4, 2024.7, pp.2-3. 内閣府ウェブサイト <<https://www5.cao.go.jp/keizai3/discussion-paper/dp244.pdf>>）。

より、国防費等のうち対 GDP 比 1% を超える分は、今後債務ブレーキの対象外とすることになった⁽³⁷⁾。また、後述する特別基金の支出についても、債務ブレーキの対象外として整理されている。

連邦財務省が設置した諮問委員会は、国防費の追加的支出が短期的に必要なことに対する理解を示しつつも、長期的には国家の中心的事業である国防支出は現在の税収で賄われるべきであり、財政の持続可能性のために国防費に対する債務ブレーキの免除は期間を限定して行うべきであるとの見解を示している⁽³⁸⁾。

(2) 特別基金

国防費に充てる特定の財源は原則として存在しない⁽³⁹⁾。ただし、近年、国防やインフラなどの特定の用途に充てるための特別基金が相次いで設立されており、これら特別基金の支出は債務ブレーキの対象外とされる。2022 年 6 月の基本法改正では、安全保障環境の変化に迅速に対応するための連邦軍特別基金が設けられた。同特別基金の負担において、国債発行により 1000 億ユーロの資金が調達され、最大 5 年間、NATO 基準で GDP 比平均 2% の国防費を達成するために用いられる⁽⁴⁰⁾。

なお、連邦会計検査院は、2023 年 8 月に、国の中心的事業である国防支出は通常の予算で支出されるべきであり、特別基金創設や債務ブレーキの免除といった対応は今後繰り返されるべきでないとの見解を示している⁽⁴¹⁾。

IV EU

1 加盟国の合意

EU 加盟国 27 か国のうち 23 か国が NATO に加盟していることが、各国の国防費のすう勢に大きな影響を及ぼしている⁽⁴²⁾。前述のとおり、NATO は、加盟各国が 2035 年までに GDP 比 3.5% 以上の支出を中核的な国防費に充てるとの合意を発表している。また、マルタを除く 26 か国が参加している欧州における常設軍事協力枠組み（Permanent Structured Cooperation: PESCO）では、具体的な金額は示されていないものの、加盟国が「実質的に国防予算を定期的に増額する」ことが合意されている⁽⁴³⁾。

⁽³⁷⁾ 山岡規雄「【ドイツ】「債務ブレーキ」緩和に関する基本法改正」『外国の立法』No.303-2, 2025.5, pp.18-19. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/14242751>>

⁽³⁸⁾ Wissenschaftlicher Beirat beim Bundesministerium der Finanzen, “Zur Notwendigkeit einer wirksamen Schuldenbremse,” 2025.8, pp.46-47. <https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Ministerium/Wissenschaftlicher-Beirat/Gutachten/2025-02-schuldenbremse.pdf?__blob=publicationFile&v=5>

⁽³⁹⁾ ドイツ連邦財務省からの文書回答による。

⁽⁴⁰⁾ 堀内雅史「海外ウォッチャー ドイツの冬景色一降りしきる困難。焦がれる燈火。—」『ファイナンス』710 号, 2025.1, p.78. 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202501/2025011.pdf> 1 ユーロは、約 180 円（令和 8 年 1 月分報告省令レート）。

⁽⁴¹⁾ Bundesrechnungshof, “Bericht nach § 88 Absatz 2 BHO an das Bundesministerium der Finanzen über die Sondervermögen des Bundes und die damit verbundenen Auswirkungen auf die Haushaltstransparenz sowie die Funktionsfähigkeit der Schuldenregel,” 2023.8.25, p.14. <https://www.bundesrechnungshof.de/SharedDocs/Downloads/DE/Berichte/2023/sondervermoegen-volltext.pdf?__blob=publicationFile&v=6>

⁽⁴²⁾ “Relations with the European Union,” 2025.7.20. NATO website <<https://www.nato.int/en/what-we-do/partnerships-and-cooperation/relations-with-the-european-union>>

⁽⁴³⁾ “BINDING COMMITMENTS.” PESCO website <<https://www.pesco.europa.eu/binding-commitments/>>

2 欧州再軍備計画

EUは、2025年3月、加盟国の国防投資を支援するための財政的な施策を含む欧州再軍備計画（ReArm Europe Plan/Readiness 2030）⁽⁴⁴⁾を発表した。同計画で示された一つ目の柱は、加盟国の国防投資を支援する新たな融資制度（1500億ユーロ）の創設である。2025年9月までに、19か国が同制度に参加している⁽⁴⁵⁾。二つ目の柱は、GDP比1.5%までの国防費の増額分（4年間で6500億ユーロ）をEUの財政ルールの国別適用除外条項⁽⁴⁶⁾（以下「例外条項」）に位置付けることにより、加盟国の予算に柔軟性を与えることである⁽⁴⁷⁾。2025年10月までに、16か国が例外条項の適用を受けている⁽⁴⁸⁾。例外条項の期限である4年後を迎えた後も高水準の歳出を維持するために、例外条項の適用国には、予算の優先順位付けを段階的に進めていくことが求められる⁽⁴⁹⁾。

例外条項をめぐるのは、高債務国であり主な受益国と想定されるフランス、イタリア、スペインなどが同条項を利用していないため、同条項による国防費増額の規模は2930億ユーロから3370億ユーロにとどまるものと見られている⁽⁵⁰⁾。これらの国が同条項を利用しない理由としては、債務に関する市場反応のリスクが懸念されていることがあるとの見解がある⁽⁵¹⁾。

3 加盟国における動向

加盟国における国防費増額のための財政的な対応は国によって様々であるが、特徴的な動きとしては、前述のドイツにおける財政ルールの見直しや、フランスにおける防衛ファンドの設立などが挙げられる⁽⁵²⁾。

加盟国における税制は、各国の権限に属するものとされており、国防費増額のための対応の在り方は各国の選択に委ねられている。特徴的な動きとしては、バルト3国では、国防費に充てるために付加価値税率の引上げや法人税率の引上げ等が実施されている⁽⁵³⁾。

(44) “White Paper for European Defence– Readiness 2030,” 2025.3.19. European Commission website <https://commission.europa.eu/document/download/e6d5db69-e0ab-4bec-9dc0-3867b4373019_en?filename=White%20paper%20for%20European%20defence%20%E2%80%93%20Readiness%202030.pdf>

(45) European Commission, “COMMUNICATION TO THE COLLEGE on the notification to requesting Member States of the allocation of the loan amounts pursuant to Council Regulation 2025/1106,” C(2025) 6300 final, 2025.9.9, p.1. <https://defence-industry-space.ec.europa.eu/document/download/704924ae-3aa2-4bd3-9675-e9cf1e5dfb96_en?filename=communication-to-the-college.pdf>

(46) 加盟国の統制の及ばない例外的な状況が発生した場合に、一時的に財政ルールからの逸脱を認める制度。

(47) “Introducing the White Paper for European Defence and the ReArm Europe Plan- Readiness 2030,” 2025.12.23. European Commission website <https://defence-industry-space.ec.europa.eu/eu-defence-industry/white-paper-european-defence-readiness-2030_en>

(48) “European defence readiness.” Council of the EU and the European Council website <<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/european-defence-readiness/>>

(49) European Commission, “Questions and answers on ReArm Europe Plan/Readiness 2030,” 2025.3.19. <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/qanda_25_790/QANDA_25_790_EN.pdf>

(50) Samuel De Lemos Peixoto et al., “Implementing defence financing and spending under the Economic Governance Framework,” 2025.5.22, pp.3, 7-8, 15, 18. European Parliament website <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2025/764381/ECTI_IDA\(2025\)764381_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2025/764381/ECTI_IDA(2025)764381_EN.pdf)>

(51) Lucio Pench, “European Union fiscal rules: it’s already time to reform the reform,” 2025.7.15. Bruegel website <<https://www.bruegel.org/analysis/european-union-fiscal-rules-its-already-time-reform-reform>>

(52) 鶴飼博史・丸山泰斗「欧州における軍事支出の歴史的な転換の経済的含意」2025.3.25, p.6. 科学技術振興機構ウェブサイト <<https://www.jst.go.jp/fund/dl/researchnote32.pdf>>; 「仏、防衛ファンド設立へ 国防費、GDP比3～3.5%目指す 財政厳しく窮余の策」『日本経済新聞』2025.3.26. 公的投資銀行であるBPIフランスは、防衛分野の非上場企業への投資を行うファンドを設立した。個人の投資家は、最低500ユーロから出資が可能である。

(53) Pieter Baert, “Tax challenges facing the European defence union,” 2025.6.18. European Parliament website <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2025/772918/EPRS_ATA\(2025\)772918_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2025/772918/EPRS_ATA(2025)772918_EN.pdf)>

V 日本との比較

2025（令和7）年9月に取りまとめられた、防衛力の抜本的強化に関する有識者会議による報告書では、安定財源確保の必要性が確認されるとともに、国際情勢や戦い方の変化の速さを踏まえ、防衛力整備計画の対象期間や、策定と見直しのサイクル等の在り方について、その先も見据えながら、より柔軟にするなどの工夫も検討すべきであるとの見解が示された⁽⁵⁴⁾。これらの点も念頭に、各国の状況と日本における状況とを比較してみたい。

1 防衛力整備計画

(1) 予算編成プロセスの機敏性と安定性

米国において、国防費の計画・プログラム・予算・執行（The Planning, Programming, Budgeting, and Execution: PPBE）プロセスの改革のために設置されたPPBE改革委員会は、国防費の予算編成プロセスの国際比較を実施している。日本の予算編成プロセスについては、機敏性よりも安定性を重視した制度であり、防衛力整備計画等の枠組みが防衛産業や国民に対する信頼感を一定程度与えていると評価している⁽⁵⁵⁾。一方で、米国の同委員会の報告書や日本の有識者会議においても指摘されているように、近年の急速な安全保障環境の変化によって、迅速かつ効果的な予算編成上の対応が必要となってきた事実⁽⁵⁶⁾には留意が必要であると考えられる。

(2) 物価上昇への対応

2027（令和9）年度の防衛費対GDP比2%目標におけるGDPの金額は、計画策定時点の2022（令和4）年度実績見込みである560.2兆円を用いることになっており、その後の2027（令和9）年度までの物価上昇率は考慮されていない⁽⁵⁷⁾。加えて、物価や為替の変動があっても、今回の防衛力整備計画の5年間で43兆円という名目の総額は変更しないとしている⁽⁵⁸⁾。例えば、米国の将来防衛計画は物価の変動を含む様々な事情を反映して毎年度更新されているところ、日本においても、為替変動、人件費の高騰及び原材料高の影響額を算出すべきであるとの意見⁽⁵⁹⁾も見られる。

⁽⁵⁴⁾ 「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」報告書」2025.9.19, p.22. 防衛省ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/drastic-reinforcement/pdf/siry06_02.pdf>

⁽⁵⁵⁾ Commission on Planning, Programming, Budgeting, and Execution Reform, “DEFENCE RESOURCING FOR THE FUTURE: FINAL REPORT,” 2024.3, p.169. <https://ppbereform.senate.gov/wp-content/uploads/2024/03/Commission-on-PPBE-Reform_Full-Report_6-March-2024_FINAL.pdf>

⁽⁵⁶⁾ *ibid.*, p.1; 「議事要旨」（防衛力の抜本的強化に関する有識者会議（総会）（第5回））2025.4.3. 防衛省ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/drastic-reinforcement/pdf/siry05_03.pdf>

⁽⁵⁷⁾ 秋山昌廣・小黒一正編『論点解説日本の安全保障—防衛基盤の強化と防衛力の持続可能性を考える—』日経BP日本経済新聞出版, 2025, p.41; 防衛省「令和5年版防衛白書」p.203. <<https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2023/pdf/R05zenpen.pdf>>

⁽⁵⁸⁾ 第211回国会参議院財政金融委員会会議録第11号 令和5年5月30日 p.2. なお、従来の中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）では、計画総額を平成30年度価格で再計算することが明示されていた（「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」（平成30年12月18日閣議決定）p.28. 防衛省ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/2019/pdf/chuki_seibi31-35.pdf>。

⁽⁵⁹⁾ 第217回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号 令和7年4月17日 p.7.

2 防衛費増額を支える財政運営

(1) 財政健全化目標（財政ルール）との関係

財政健全化目標として、収支に係る指標と債務残高に係る指標を掲げている点で英国と日本には類似点があると考えられる。ただし、英国では、独立財政機関が財政健全化目標の達成状況を監視し、目標達成に向けた政府の選択が注目されているのに対し、日本における議論は、防衛費増額分の財源確保策の検討が中心になっている。剰余金や国有財産の売却益等を原資とする防衛力強化資金が財源確保策の一つに位置付けられたものの、同資金の利用は国の純資産を減らすもので、会計の付け替えであるとの批判⁽⁶⁰⁾も上がっており、今回採用された財源確保策が財政健全化目標の達成に資するものであるかは必ずしも明らかではない⁽⁶¹⁾。

(2) 財政健全化目標の見直し

国防費増額のために、ドイツは債務ブレーキの特例を創設し、EUは財政ルールにおける例外条項を創設した。ただし、ドイツの財政ルールの変更は比較的良好な財政状況を背景にしたものであるとも言われている⁽⁶²⁾。また、EUの例外条項についても、市場リスクへの懸念から利用しない国が見られる。日本においても、財政健全化目標の見直しに向けた動きが報じられているが、金利のある世界の中で、金融市場のリスクに一段と目配りする必要があるとの意見も上がっている⁽⁶³⁾。

(3) 防衛力強化資金

ドイツでは、国の中心的事業である国防費を通常の予算外で扱うことへの疑問から、国防費に関して基金制度を用いることは二度とするべきではないとの指摘がドイツ連邦会計検査院からあった。日本における防衛力強化資金の制度は、ドイツの特別基金の制度とは異なる点もあると考えられるが、国の中心的事業とされ、恒常的に必要となる防衛費を、今後も防衛力強化資金などの特別の手段で賄い続けてよいのかという点について検討する余地はあるとの見解が提示されている⁽⁶⁴⁾。

おわりに

本稿では、米国、英国及びドイツにおける国防費増額をめぐる動向を概観するとともに、EUにおける財政的な対応についても紹介した。米国では、国防費の歴史的な増額が目指される一方で、他経費の大幅な削減も検討されている。英国では、財政ルール遵守のために、他経

⁽⁶⁰⁾ 河野龍太郎「借金頼みの防衛費増額—国債償還ルールの見直しは財源を生まない—」『資本市場』454号、2023.6、pp.47-48。<<https://www.camri.or.jp/files/libs/1920/202307070822226741.pdf>>

⁽⁶¹⁾ このほか、外国為替資金特別会計から一般会計への繰入も、防衛財源の一つとされたものの、財政健全化目標である基礎的財政収支の計算上では、政府内の資金移転として扱われ、歳入の増加にはつながっていない（広瀬洋平「財政収支改善の内実 政府内移転が「かさ上げ」」『日経速報ニュースアーカイブ』2023.1.16.）。

⁽⁶²⁾ 鶴飼博史「独国防関連費はGDP比5%へ 財政と技術革新で域内成長後押し」『エコノミスト』4872号、2025.6.24、p.29。

⁽⁶³⁾ 「(社説) 財政健全化目標 成長と両立させる道筋を示せ」『読売新聞』2025.11.17。

⁽⁶⁴⁾ 一橋大学教授の佐藤主光氏は、防衛費に限らず、少子化対策など、一定の継続性のある支出増については、借金ではなく、課税などによる恒久的な財源が望ましいと述べている（佐藤主光「「税金は過去最高、防衛増税なんて必要ない」は本当か？経済学者がキッパリ指摘」2024.8.19。ダイヤモンドオンラインウェブサイト <<https://diamond.jp/articles/-/347972>>）。

費の削減が進められている。ドイツでは、比較的良好な財政状況を背景に、財政ルールの特例創設や特別基金創設によって国防費増額が支えられている。EUでは、国防費増額のために財政ルールの例外条項が設けられたが、厳しい財政状況を背景に例外条項を利用しない国も存在する。

国防費に関わる計画や財政ルール、財政的な対応の在り方が国によって様々であることの背景には、国防予算の安定性と機敏性のバランスに対する考え方の違いや、その国の置かれている財政状況の違いがあるのではないかと考えられる。今後日本において、防衛力整備計画の更新や、財政健全化目標の見直しが検討されるに当たっては、諸外国の状況を参考にしつつ、財政余力の保持にも十分留意した議論が求められる。

(うめざわ こうすけ)